

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

阪神国際港湾（株）

2 所管所属名

大阪港湾局

3 中期目標の期間

令和2年9月1日から令和7年3月31日

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

阪神港（大阪港及び神戸港）のうちの大阪港において、外貿埠頭の利用を拡大することで貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持すること

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

外貿埠頭の利用拡大により貨物取扱量が増大している状態、また、フェリー航路数が維持されている状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

- ・集貨事業の推進等による貨物取扱量の増大

指標：集貨実績

目標：2020年度～2024年度末において累計10万TEU（年2万TEU）の集貨増をめざす

- ・フェリー航路数の維持

指標：フェリー航路数

目標：現状の4航路（志布志、別府、新門司、東予）を維持すること

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

○集貨事業の推進等による貨物取扱量の増大

【集貨事業の推進】

国や本市等と共に阪神港（大阪港）の集貨事業などの取り組みを紹介する国内事業者向けセミナーの開催や阪神国際港湾(株)のノウハウを活用した海外ポートセールスを戦略的に実施していくこと

【港湾機能の強化に資する施設整備】

- ・コンテナ埠頭の機能強化に資するガントリークレーンの整備（更新及び新規）を進めること
- (1) 港湾法に基づく無利子貸付金制度の活用に向け、関係者協議の実施により予算を確保し、ガントリークレーンの更新整備を完了させること
ア：[更新]既存ガントリークレーン2基（咲洲地区：C1及びC3）
- (2) 港湾法に基づく無利子貸付金制度の活用に向け、関係者協議の実施により予算を確保すること
ア：[新設]高規格ガントリークレーン2基（夢洲地区：C12）
イ：[更新]既存ガントリークレーン2基（咲洲地区：C1及びC8）
（参考 既存ガントリークレーン数：25基（咲洲・夢洲地区））

【コンテナ埠頭周辺の渋滞緩和に向けた「新・港湾情報システム」の導入】

- ・総合的なコンテナ物流滞留対策を実施するための方策の一つとして「新・港湾情報システム」の導入を行うこと

○フェリー航路数の維持

- ・大阪港で発着するフェリー航路の認知度向上と利便性のアピールによりフェリー利用の促進を図るため、本市が実施するフェリー振興策に対し協力するとともに、阪神国際港湾(株)としてのノウハウを活用しフェリー振興策を実施すること

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

○集貨事業の推進等による貨物取扱量の増大

- ・集貨事業の推進

指標：国内事業者向けセミナーの開催回数

阪神国際港湾(株)が企画し実施した海外ポートセールスの回数

- ・港湾機能の強化に資する施設整備

指標：ガントリークレーン整備進捗度（①予算の確保、②契約締結、③整備完了）

- ・コンテナ埠頭周辺の渋滞緩和に向けた「新・港湾情報システム」の導入

指標：「新・港湾情報システム」の導入

○フェリー航路数の維持

- ・フェリー航路数の維持

指標：本市が実施するフェリー振興策に対する協力回数

阪神国際港湾(株)として実施するフェリー振興策の回数

5 制定日

令和2年9月1日 制定

令和3年6月30日 改定